

## 総務建設常任委員会会議記録

令和8年3月6日開催

令和8年第1回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

### (出席委員)

委員長	大濱	博史
副委員長	野田	敏彦
委員	松浦	俊介
委員	佐野	俊光
委員	花堂	晴美
委員	寺島	俊郎
委員	森野	夏歩

### (概要)

○議案第15号 「清水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑では、「改正の目的と、これまでにあった中途退団の理由は。」とただしたところ、「改正は、団員を取り巻く環境変化を踏まえ、短時間での活動を推奨するため、処遇改善を行うもので、中途退団の主な理由は、仕事や家庭環境の変化によるものです。」との答弁がありました。また、「今回の処遇改善は、団員の心理的な負担軽減にどうつながるのか。また、活動報酬の支払事務を滞りなくかつ効率的に行うための運営体制は。」とただしたところ、「直接的にも間接的にも効果があるため、団活動の時間短縮が図られるよう、サポートしていきます。また、報酬の支払は、事務負担の軽減や振込手数料を鑑み、団と協議した結果、年4回から年1回の支払に変更することとしました。」との答弁がありました。また、「消防団を維持していくための方策など、安心できるまちづくりを町全体で支える仕組みはあるか。」とただしたところ、「現在行っている消防団協力事業所への法人事業税の減税のほか、団員にインセンティブを付与できるような新たな取組についても研究していきます。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第16号 「清水町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第17号 「清水町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第18号 「令和7年度清水町一般会計補正予算（第8回）について」は、当局からの本委員会所管事項に係る議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第19号 「令和7年度清水町土地取得特別会計補正予算（第1回）について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第20号 「令和8年度清水町一般会計予算について」は、当局からの本委員会所管事項に係る議案説明の後、審査を行い、まず、歳入の質疑では、「住宅使用料について、町営住宅への外国人世帯の入居に当たり、在留資格及び期間の確認を行っているか。また、行っていない場合の今後の対応は。」とただしたところ、「現在は、国籍のみを確認しています。今後は、きめ細やかな支援のため、在留資格カードの写しの提出を求め、在留資格及び期間の把握に努めます。」との答弁がありました。また、「日本語を理解できない外国人入居者の緊急連絡先を、日本語での円滑なやりとりが可能な者とするについて、現状と今後の対応は。」とただしたところ、「現在は、特段の条件を示していませんが、今後は、災害時などに迅速かつ適切に対応するため、日本語で円滑に連絡、対応できる方をお願いしていきたいと考えています。」との答弁がありました。また、「本町は外国人が多く、住居に関する問題も様々あると思われる。町営住宅の外国人の入居管理については、居住支援法人等と連携し対応していただきたい。」との発言がありました。

次に、歳出の質疑を行い、人件費全般及び1款議会費は質疑なく、2款総務費では、「大学等新幹線通学支援事業における地域活動は、単なる貸付要件ではなく、卒業後の定住や地域貢献につながっているなど、定性的な手応えはあるか。」とただしたところ、「昨年度から、地域活動として町内企業を訪問する商工業フィールドワークを行っており、訪問企業に就職した学生もいることから、地元企業への就業などにつながる取組ができていると考えており、今後も、こうした取組を通じて学生の声を聞きながら進めていきたいと考えています。」との答弁がありました。次に、「町内循環バスについて、今後の利用促進とサービス水準維持の取組は。」とただしたところ、「利用促進については、現在も行っている啓発イベントや公共交通の利用による環境負荷低減の広報などに引き続き地道に取り組んでいき、サービス水準の維持については、運行事業者と協議と連携を密にし、現在の赤字補填を含め、必要

な支援の在り方を模索していきます。」との答弁がありました。また、「ハッピーライドキャンペーンについて、町のイベントと合わせ独自に実施することや、キャンペーンに合わせて町のイベント行うなどの予定はあるか。」とただしたところ、「新年度は予定をしていますが、公共交通の新たな利用促進策を模索していきたいと考えています。」との答弁がありました。次に、「オンデマンド交通実証実験事前調査は、町北部地域で実施するとのことだが、どのように進めるのか。」とただしたところ、「町北部地域は、道路幅等の物理的な面から、現行のバス以外の交通手段の可能性の検討が必要と考えています。また、裾野市、三島市及び長泉町との広域での取組については、他市町との連続性のあるエリアでの実証実験が効果的であると捉え、北部地域への導入にもつなげる調査を行う意向で協議していき、この取組の中でデータ等を収集し、町の公共交通の在り方についての基礎にしたいと考えています。」との答弁がありました。また、「課題解決には、一定程度の期間が必要と考えるが、この調査は、一定の方向性を見出すまでを目的としているのか。」とただしたところ、「調査は、市町ごと事情が様々で異なることから、調整には相当の時間を要すると考えますが、実証実験を行うエリアの絞り込みや運行方法など、一定の方向が見えるよう進めていくことを考えています。」との答弁がありました。また、「調査の結果により、令和9年度に実際に運行されることを町民も期待していると思うが、その可能性は。」とただしたところ、「可能であれば、令和9年度には、調査に基づき期間等を限定した実証実験を行いたいと考えており、実証実験を踏まえ、改めて町民の意見等を聞く中で実際の運行について検討していきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、4款衛生費では、「資源ごみの収集量は減少傾向にある一方で、委託料が増額となっている理由は。」とただしたところ、「労務単価や燃料費が物価高騰により上昇していることが主な要因であるほか、新年度予算は、収集業者を新たに選定するために、設計額を見込んで積算されているためです。」との答弁がありました。次に、「沼津市新中間処理施設建設準備金に含まれている、旧施設のごみピット内にあった有害物質の除去費用を負担しなければならない理由は。」とただしたところ、「有害物質の原因となったごみの中に本町のごみが含まれていないことを否定できないことと、造成工事と一体で密接不可分な工事であることを踏まえ、沼津市との協議の結果、応分の負担をすることとなったものです。」との答弁がありました。

次に、5款労働費の質疑はなく、6款農林水産業費では、「森林環境整備等業務について、令和8年度に実施する場所と面積は。」とただしたところ、「森林環境譲与税を活用し、本城山の頂上付近と南側付近2.6ヘクタールの整備を計画しています。」との答弁がありました。

次に、7款商工費では、「学生観光ボランティアに係るガイド育成研修業務等について、新たに行う事業は、ふるさと大使と学生が共同で行うものか。」とただしたところ、「学生観光ボランティアガイド育成事業は継続し、新たに

実施するふるさと大使との連携による関係人口創出と魅力、情報発信イベントの中で連携できる仕組みとして進めていきます。」との答弁がありました。次に、「ふるさと納税支援業務について、ふるさと納税の寄附目標額と支援業務を行う経緯は。」とただしたところ、「具体的な目標額を定めることは難しいが、本町は、控除額が寄附額を上回っていることを踏まえ、控除額を上回る寄附額を目指しています。また、支援業務は、事業者からの様々な要望に、よりきめ細かく対応するため委託により行うこととしたものです。」との答弁がありました。また、「控除額を上回る寄附額を得るには、返礼品の開拓が重要となるが、現在の返礼品数と令和8年度の目標数は。」とただしたところ、「2月末現在で298点で、令和8年度は、支援業務を委託することも踏まえ、400点程度を目指したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「観光案内所運営業務が増額となった理由は。」とただしたところ、「平日の勤務体制を防犯上の観点から1人増員する予定であることなどによるものです。」との答弁がありました。

次に、8款土木費では、「普通河川等維持補修工事費が大幅に減額となった理由は。」とただしたところ、「継続して整備を行ってきた湯川地内の的場川の計画区間の工事が本年度で完了する見込みのため、その事業費が減額となったものです。」との答弁がありました。次に、「地籍調査費の増額の理由と令和8年度の実施箇所は。」とただしたところ、「これまで実施してきた徳倉、玉川地区の一部に加え、堂庭の一部地区0.07平方キロメートルを新たに追加したことにより事業費が増額となったものです。」との答弁がありました。

次に、9款消防費では、「防災センター費について、委託料が減額となっている一方で、手数料が増額となった理由は。」とただしたところ、「防災センターの開館時間の短縮等、運営体制の変更に伴い、シルバー人材センターへの窓口業務委託から派遣型に変更することから、予算についても計上替えするためです。なお、派遣型となることで100万円の増額となるが、職員を配置しなくなることで、人件費は330万円の減額となります。」との答弁がありました。

次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款予備費は、いずれも質疑なく、歳入歳出全般の質疑では、「沼津市新中間処理施設建設準備金に含まれる有害物質の除去費用に係る金額は。」とただしたところ、「除去費用全体の約3億5千万円に本町の負担率20.5%等に乗じた、約5,600万円です。」との答弁がありました。次に、「他の自治体へのふるさと納税の寄附による控除額を減らす取組を行っているのか。」とただしたところ、「ふるさと納税は、本人の意向で生まれ育った故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度であり、個人の意思に反した寄附の抑制は難しいため、本町への寄附を増加させる施策を進めていきたいと考えています。」との答弁がありました。次に、「持続可能な財政運営に向け、どのように歳入を確保していくのか。」とただしたところ、「まず、着実に見込める自主財源の根幹をなす町税について、新たに中期目標を設定するとともに、体制強化も視野に入れ、収納率の向上に引き続き注

力していくとともに、ふるさと納税についても、欠かせない財源として、返礼品の開発等により、更なる増収を図りたいと考えているほか、特定財源についても、国や県の補助メニューを事前に調査するなどし、外部からの財源を積極的に活用していきます。さらに、公共施設使用料等の見直し、未利用地の売払いなどを含め、歳入確保について隔々にわたり再検討し、歳入予算の確保を最優先課題として、今後も引き続き尽力していきたいと考えています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論を行い、まず、反対討論として、

「ふるさと納税支援業務について、寄附額を増やすための意図的な仕組みを強化することは、自治体間競争による寄附額獲得のためのプロモーション事業となってしまうと考える。さらに、ふるさと納税は、寄附の動向や返礼品の人気などで左右される不安定な財源であり、このような不確実な財源の増収を見込んだ事業拡大は、安定的な財政運営の観点からも慎重であるべきである。また、沼津市新中間処理施設建設準備金と建設費について、以前より環境対策、財政圧迫の観点から、新しいごみ処理の方向の模索の必要性を訴えてきている中、来年度以降、町の財政を圧迫する大きな負担となる懸念があると指摘し、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として、「新年度予算は、喫緊の課題を的確に進めていくための実効性の高いものと理解でき、歳出では、地域経済の活性化への貢献、安定した行政サービスの向上と防災機能の強化、町民の生活環境の向上と安全・安心なまちづくりへ寄与するほか、持続可能な環境整備への責任ある対応など、町の将来を見据えた必要な予算が計上されている。また、歳入では、様々な財源確保に努め、財政の健全性を維持しようとする強い意志が表れているものと評価できる。今後も引き続き長期的なビジョンを持って将来を見据え、各種事業に取り組まれることを期待し、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第21号 「令和8年度清水町土地取得特別会計予算について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第25号 「令和8年度清水町下水道事業会計予算について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和8年3月18日

総務建設常任委員長 大濱 博史